

米づくりのあるべき姿に向けて

～ 米政策改革のあらまし ～

はじめに

今回の米政策改革は、平成22年度（西暦2010年）までという21世紀の最初の10年間に、「米づくりのあるべき姿」を実現し、21世紀の我が国の食料供給体制を築きあげようというものです。

そのために、まず、平成15年度を1年間の準備期間として位置付け、それぞれの地域ごとに今回取りまとめられた全国版のあるべき姿に向けた道すじを踏まえ、関係者の皆さんで話し合い、地域ごとの米づくりのあるべき姿の目標づくりを行っていただきたいと思います。その上で、平成16年度より、そのようなあるべき姿に向けた取組を本格化させていただき、関係者も共に努力することによって、いち早く実現する地域、遅れる地域も含め、平成22年度には、全国的に、米づくりのあるべき姿を実現していきたいと考えております。

写真「農村の夜明け」

2003年9月

農林水産省

3つの改革の考え方

分かり易い

(現状)

水田農業政策と担い手政策の関係など政策の全体の組み立てがわかりにくく、政策の意図が明確に伝わらず（誰のための、何のための生産調整かというメッセージが農業者に伝わらない）

生産調整の助成体系が複雑で理解しにくい仕組み



メッセージが明瞭でわかりやすい政策を！

効率的

(現状)

米生産に対して様々な助成を行う一方で、米減産にも多額の財政負担

生産過剰分を主食用として高い価格で集荷し最も価格の安いエサ処理をする一方、安価に出荷されたふるい下米が主食用に還流

生産調整目標面積を達成しても残る水田で増産され、生産調整の効果が減殺



効率的で無駄のない政策を！

透明性

(現状)

生産調整の配分理由やその経過が不透明

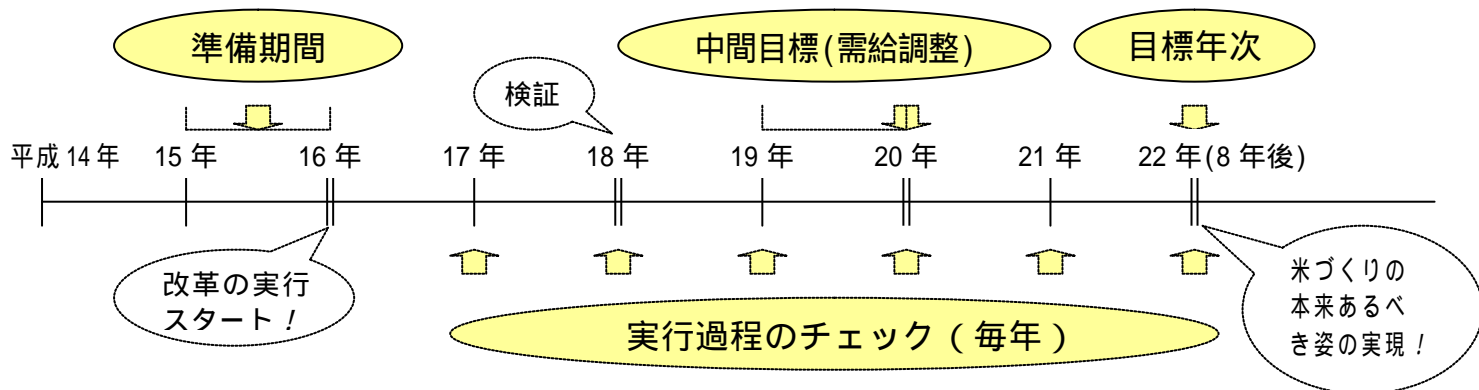
政策効果がきちんと検証されず



決定と運用の全てのプロセスについて透明性の確保された政策を！

4つの改革の特徴

1 ソフトランディング



2 目標の明確化

平成22年の目標年次に向けて、ソフトランディングが着実に進むように、中間目標と毎年の実行過程をチェックするシステムを設けています。議論だけではなく、改革の実行が何より大切なのです。

3 創意工夫 (主体的判断)

農業者・農業者団体や地方公共団体、そして流通業者、消費者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ります。これは生産、流通などの各段階におけるそれぞれの関係者のオリンピックと考えて下さい。

4 政策全体がパッケージ

今回の改革は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれ一つが欠けても、十分なものとはなりません。これら政策全体をパッケージとして改革を実行していきます。

10の改革要点

改革目標の明確化

1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現

- 食生活の変化の中で、^{なかしょく} 外食、中食需要に
応えられておらず、需要量が減少 → 多様な需要に応えて、消費者が求める供給体制を構築
- 担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱 → プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築
- 2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築
(18年度に移行への条件整備等の状況を検証)

- 国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感 → 自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす

当面の需給調整システムの改革

3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換

- 減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が
余り、価格の低下が防げない → 生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！
有機、直播などに取り組みにくい → 豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施
消費者の安全志向・価格志向に応えた生産を促進

4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築

- 地域の特性に関わりなく、全国一律でばらまきの批判がある助成体系 → 地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する構造改革の取組に応えられる助成の方式へ
消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心となって効率的に生産供給する産地づくりを推進

消費者と生産者が身近に感じられる流通制度の構築

5 流通規制の緩和

- 規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況 → 消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給体制の確保

6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保

- 消費者の食品表示に関する不信感の増大 → 生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復

7 危機管理体制の整備

- 計画流通米(流通量の7割弱)を掌握することによる危機管理 → 米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備

生産構造の改革

8 担い手の経営安定

- 価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃 → プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置

9 担い手の育成

- 主業農家のシェア 水田の4割 → 平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割

水田の有効な利活用

10 多面的機能の発揮・自給率の向上

- 近年の米消費の減少傾向が続くと28万haが不作付田 → 自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

平成16年度からの当面の需給調整のあり方

概要

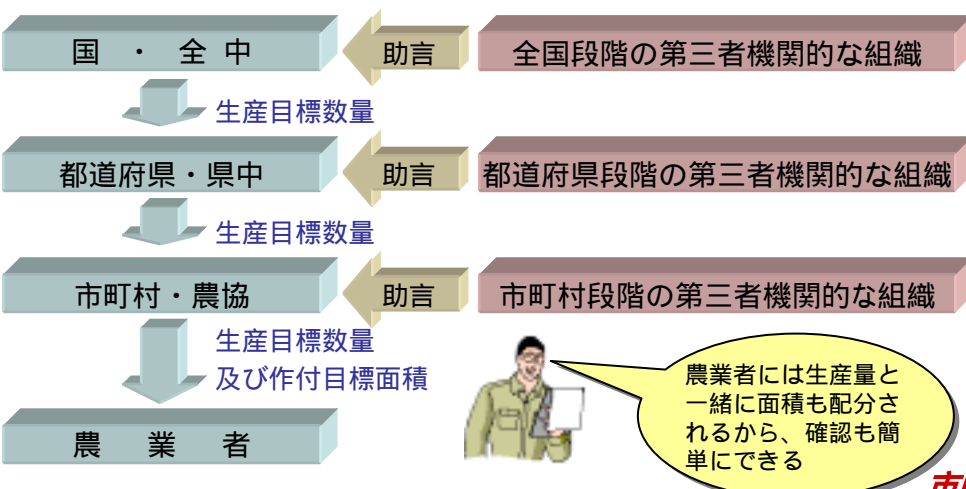
作らない面積の配分から、作る数量の配分への転換を図ります。
国及び農業者団体が生産目標数量を配分するのに、第三者機関的な組織が助言します。
農業者に対しては、数量と面積の両方を配分して、面積で確認します。

需給情報の提供



国は、第三者機関的な組織の助言を得て、需給に関する情報(お米の需給白書)を年3回提供します。

生産目標数量の配分

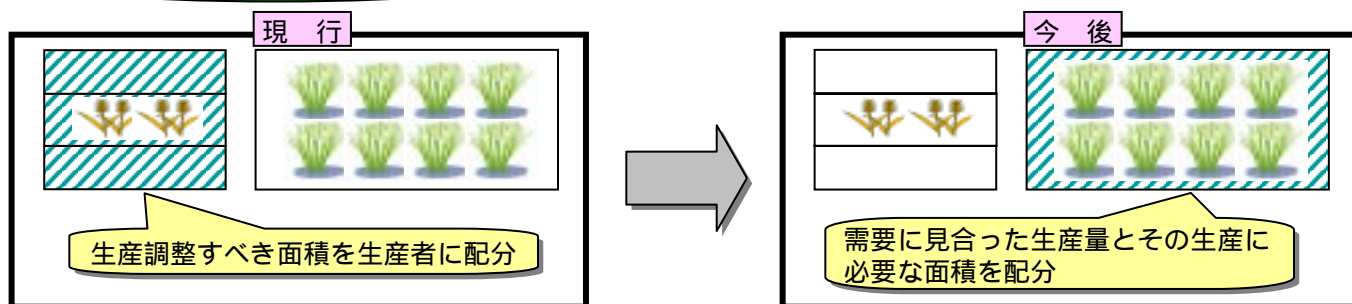


配分の客観性・透明性を確保します!

前年の需要実績(売れた量)を基本とした客観的な需要予測を基礎に、透明な手続きによって、生産目標数量を設定し、行政及び農業者団体の両ルートで配分します。

市町村の事務の軽減を図ります!

生産数量を調整する方式へ



本来あるべき姿における需給調整のあり方

農業者、農業者団体が主役となるシステム

需要見通しを前提に、毎年どの程度の生産を行うかについて、農業者が判断し、必要な場合には、農業者団体が農業者に生産目標数量を配分します。

行政の支援

国は、需給調整の前提となる需要見通しを策定するほか、需給調整に対する指導助言を行います。

国は、加工用米や米以外の作物による産地づくりの推進などのための助成、豊作による過剰米処理のための支援などを実施します。

水田農業構造改革交付金

概要

これまでの助成金体系を大転換して、地方分権の発想を取り入れた助成です。地域自らの発想・戦略で構造改革に取り組むための地域提案型の助成です。

産地づくり対策

全国一律の要件・単価を見直し

従来の転作助成金の全国一律の要件・単価を抜本的に見直し、助成金の使い方は、地域の農業事情に照らし、地域自らの発想・戦略で作成する計画に基づき、国が示すガイドラインの範囲内で、地域で決めます。助成金の水準も地域で決めることとなります。

安定した一定の交付額

国は、一定の基準で、対策期間中、生産調整規模に左右されない産地づくりのため、安定した一定の交付額を一括して地域に交付するようになります。

<ガイドラインの例>

- ・米以外の作物の需要に応じた生産
 - ・加工用米などの特色ある米の生産
 - ・担い手に土地利用を集積するなど構造改革の取組
 - ・米の有機栽培の導入など消費者との連携強化の取組
- 等
地域からアイデアを募集し、16年度からの取組に活かします。

都道府県の判断

稲作所得基盤確保対策を実施するかどうかは、都道府県の判断によります。実施しない都道府県では、その分、産地づくり対策に重点をおいた助成を行えます。

稲作所得基盤確保対策

加入できる人

生産調整をきちんとやって、集荷円滑化対策に拠出した人が加入できます。

地域での話し合いが重要だ

産地づくり対策と稲作所得基盤確保対策のどちらに重点を置くべきか？
となりの県には負けてられない！

補てん

補てんは、固定部分(300円/60kg)と変動部分(基準価格(過去3年平均)と当年産価格の差額の5割)が基本となります。(都道府県によっては異なることがあります。原則として、米価が基準価格を下回った場合に支払います。)

拠出は、固定部分は全額国費、変動部分は生産者と国が同比率で行います。

稲作経営安定対策

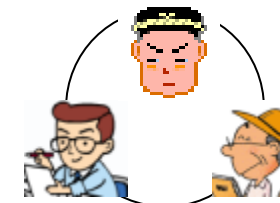
稲作経営安定対策は、平成15年産をもって終了となります。

担い手経営安定対策

担い手の明確化

地域ごとに担い手を明確化

集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する取組を推進します。認定農業者制度の運用の見直しを行いながら、農地の利用集積等の支援策を重点的に実施します。
認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化するなどの要件を満たすものを「集落型経営体」として、新たに担い手として位置付けます。



私たちが「担い手」になる道はあるんだ

担い手経営安定対策

加入できる人

一定規模以上の水田経営を行い、稲作所得基盤確保対策に加入し、所要の要件を満たす認定農業者と集落型経営体が加入できます。

一定の規模とは 水田経営面積が、認定農業者：北海道で10ha、都府県で4ha
集落型経営体：20ha
(注) 対象者の規模要件については、知事特認により地域の実情に配慮して設定可能。

仕組み

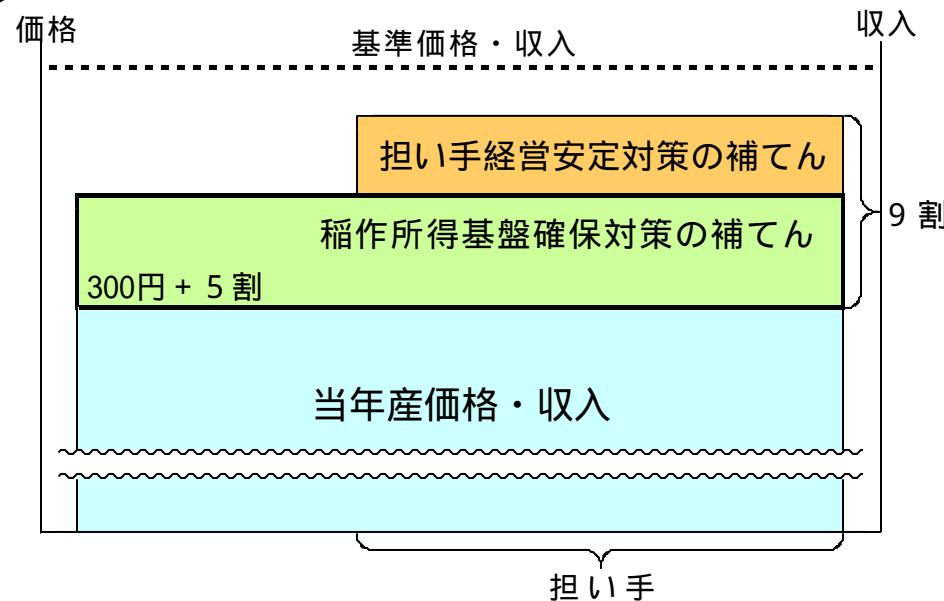
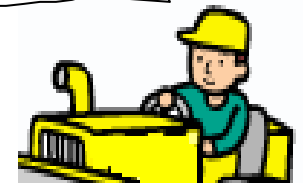
稲作所得基盤確保対策の補てんと合わせて、都道府県ごとの単位面積当たりの基準収入(直近3年平均)と当年産の稲作収入の差額の9割を補てんの単価とします。この補てん単価に加入者の加入面積を乗じて補てん額を算出します。

特徴

これまでの稲経や新たに措置する稲作所得基盤確保対策と異なり、稲作収入(価格×収量)に基づいた補てんが行われます。

私たち「担い手」も安心だね

市場の変化を感じとって、売れる米をつくるぞ！



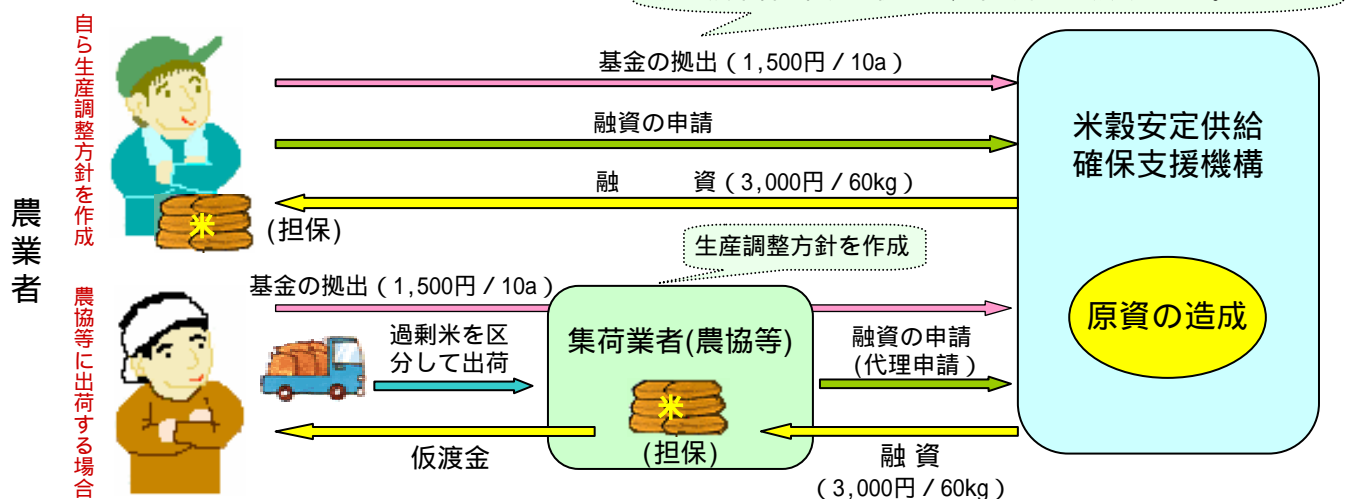
新たな過剰米処理対策

対策の概要

これまで、収穫後に過剰米をどのように処理するかを考えていましたが、これからは予め、豊作による過剰米が発生したときに備えた「**集荷円滑化対策**」を創設します。

この制度の下で、主食用と**区分して安価に出荷した過剰米**に対して**短期融資（無利子）**を行い、一旦市場から隔離することや、過剰分を翌年の生産目標数量から減らすことなど**販売環境を整備する取組を促進**します。

対策の流れ



適切に過剰処理を行った場合、融資の他に、生産者拠出による支援（3,000円 / 60kg）、保管料等経費助成（機構分を含めて1,000円 / 60kg）、集荷奨励助成（農協等に出荷した場合のみ1,000円 / 60kg）が交付されます。

融資の返済

例えば、販売環境を整備し販売した場合は、金銭で返済を行います。融資期間（1年間）の間に販売できなかった場合には、担保となっている米による返済が可能です。

期待される効果

豊作による過剰米を市場から隔離することにより米価下落を防止します。区分出荷を通じ、農業者が需給状況等の市場シグナルを敏感に感じとれるようにします。返済された米は、米穀安定供給確保支援機構により新規用途（例えば米粉パン原料用）などへ販売します。

水田の有効な利活用について

近年の米消費の減少傾向が続くと、平成22年には28万haの水田に何も作付けされないおそれがあります。



自然環境の保全など多面的機能の発揮、自給率の向上が図られるよう、田畑輪換を中心とした水田営農、水利用事情などを踏まえた畑地化などの水田の利活用を推進します。

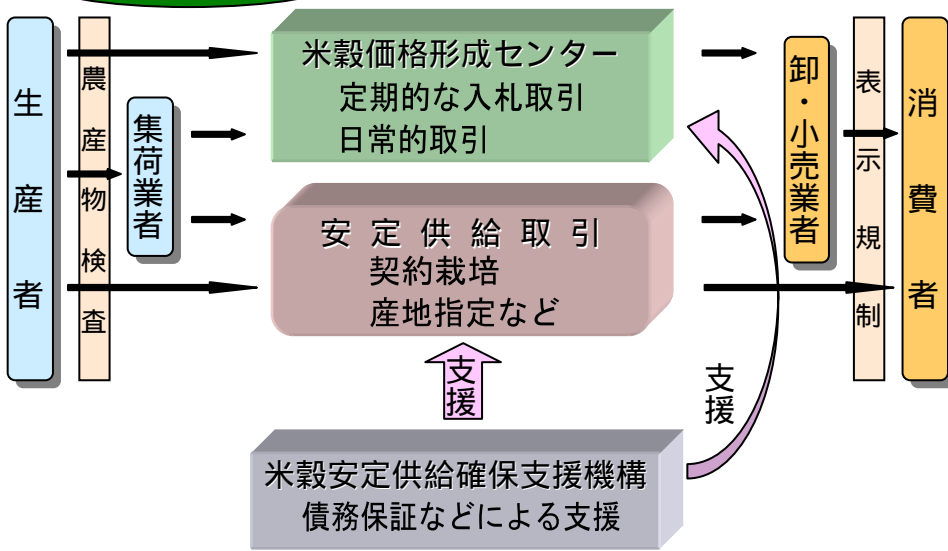
新たな米流通システム

基本的な考え方

生産サイドにおける需給調整システムの改革を受けて、産地側では、**産地指定、地消地産など消費サイドとの連携を強めようとする動き**や、有機栽培米やトレーサビリティの確保された米などの**付加価値のついた米を生産・販売しようとする動き**などが急速に起こってくるものと考えられます。

流通サイドでは、**こうした流れを敏感につかみ、創意工夫ある米ビジネスを発展させ、「需要に見合った米づくり」を促進**するため、制度を抜本的に見直します。

新たな流通



平常時における政策支援の対象となる標準的な流れのみ記載

改革のポイント

計画流通制度を廃止し、米の**流通規制は必要最小限**にします。

公正・中立な市場機能の充実、安定供給の自主的な取組の支援などにより、**多様な取引を許容しつつ安定供給を確保**します。

業者、価格、表示それぞれの**透明性を確保**します。

安定供給の自主的な取組を支援します！
年間を通じて安定供給される米の競争条件を整備するため、これらに対して米穀安定供給確保支援機構が債務保証などの支援を行います。

消費者に米を安定的に供給します。

米の取引市場を整備します！

自主流通米価格形成センターを見直し、様々な需要に即した公正・中立な取引の場として整備します。

消費者の様々なニーズに対応します。

改革の内容

トレーサビリティシステムの導入を推進します！

消費者の安全・安心に対するニーズに応じていくために米のトレーサビリティシステムの導入を推進します。

消費者の信頼を回復します。

危機管理体制の再整備をします！

緊急時には、国が米流通全体を対象にした供給計画を策定します。
通常時の米の流れを把握しておくため、すべての流通業者を届出の対象とします。

不測の事態に備えた体制を整備します。